

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年3月25日作成)

法令名	農業用ため池の管理及び保全に関する法律
根拠条項	第8条第1項
許認可等の種類	特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為についての許可
法令の定め	<p>○第8条第1項</p> <p>特定農業用ため池について、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業（次条第一項において単に「土地改良事業」という。）の施行として行う場合</p> <p>二 次条第一項若しくは第三項の規定による届出又は第十条第一項の規定による命令に係る防災工事の施行として行う場合</p> <p>三 非常災害のため必要な応急措置として行う場合</p> <p>四 当該特定農業用ため池の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為として農林水産省令で定めるものを行う場合</p> <p>〈関連条項〉</p> <ul style="list-style-type: none">・農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条第2項及び第4項・農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令第2条・農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則第8条
審査基準	土地改良事業計画設計基準、土地改良事業設計指針「ため池整備」、許可申請者が用いる技術基準等に照らし、当該行為が当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼさないと認められる場合に限るものとし、別記第1号の審査基準とする。
標準処理期間	総期間 30日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 5日・月（ ） 処分機関 25日・月（ ）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
申請先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
問い合わせ先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/ ）